

鹿角市議会委員会条例の一部を改正する条例

鹿角市議会委員会条例（平成4年鹿角市条例第1号）の一部を次のように改正する。

目次中

「

第3条（議会運営委員会の設置）

第3条の2（常任委員及び議会運営委員会の任期の起算）

」

を

「

第3条（議会運営委員会の設置）

」

に、

「

第13条（招集）

」

を

「

第13条（招集）

第13条の2（会議の特例）

」

に改める。

第2条第2項第2号中「、教育委員会」を「及び教育委員会」に改める。

第13条の次に次の1条を加える。

（会議の特例）

第13条の2 委員長は、大規模な災害の発生や重大な感染症のまん延防止措置の観点等により委員会の開催場所への参集が困難と判断される実情がある場合には、映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話をすることができる方法（以下「オンライン」という。）を活用した会議を開くことができる。この場合において、委員長は、会議の公開の要請への配慮、委員等の本人確認及び自由な意思表示の確保等に十分

留意するものとする。

- 2 前項の場合において、委員は、オンラインにより会議への出席を希望するときは、あらかじめ委員長の許可を得なければならない。

第14条に次の1項を加える。

- 2 前条の規定によりオンラインにより会議へ出席した委員は、前項、次条第1項及び第28条第1項に規定する出席委員とする。

第18条第1項に次のただし書を加える。

ただし、オンラインを活用した会議においては、秘密会とすることができない。

附 則

この条例は、令和4年1月1日から施行する。